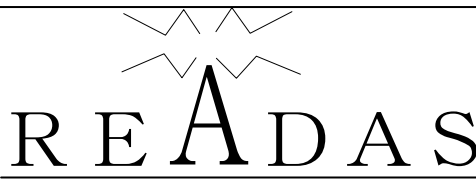


第 4822 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 9月27日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ 年金に代えて支払われる一時金

Q：私は、会社から支給される年金に代えて一時金をもらおうと思っています。どのような取扱いになりますか？

A：次のように取り扱われます。

【解説】

所得税では、会社が、年金の受給資格者に対して、過去の勤務に基づいて支給される年金に代えて一時金を支払う場合、退職の日以後その年金の受給開始日までの間に支払われるものは退職手当等として取り扱われます。

また、年金の受給開始日後に支払われる一時金であっても、将来の年金給付の総額に代えて支払われるものは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる年分の退職手当等として差し支えないこととされています。

- ①退職の日以後その退職に基因する退職手当等の支払を既に受けている者に支払われる一時金・・・その退職手当等のうち最初に支払われたものの支給期の属する年分
- ②以外の一時的金・・・その一時金の支給期の属する年分

なお、年金の受給開始日後に支払われる一時金であっても、将来の年金給付の総額に代えて支払われるものでないものについては、公的年金等として雑所得に該当することになります。

